

建築基準関係規定チェックシート

建築物等の名称

調査者氏名

連絡先電話

個 別 法			該当の有無	関係部局との打合せ結果 (現地調査票と重複するものは除く)
1	消防法	火を使用する設備、器具等に関する規制 第9条、市町村条例	☐ 有 ☐ 無	
		住宅用防災機器の設置及び維持 第9条の2、市町村条例	☐ 有 ☐ 無	
		映写室の構造設備 第15条、危険物の規制に関する政令第39条	☐ 有 ☐ 無	
		消防用設備等の設置、維持 第17条、施行令、市町村条例	☐ 有 ☐ 無	
2	屋外広告物法	屋外広告物の設置の禁止又は制限 第3条～第5条、都道府県条例	☐ 有 ☐ 無	
3	港湾法	臨港地区内の分区内における建築物、構築物の規制 第40条第1項(同法第50条の5第2項の規定で準用)、 地方公共団体の条例	☐ 有 ☐ 無	
4	高圧ガス保安法	圧縮天然ガスの家庭用設備の設置等 第24条、一般高圧ガス保安規則第52条	☐ 有 ☐ 無	
5	ガス事業法	ガス消費機器の設置等の基準適合義務 第162条	☐ 有 ☐ 無	
6	駐車場法	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置 第20条(都市再生特別措置法第19条の14、第62条の12及び 第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第20条 で準用)、地方公共団体の条例	☐ 有 ☐ 無	
7	水道法	給水装置の構造及び材質 第16条、施行令第5条	☐ 有 ☐ 無	
8	下水道法	排水設備の設置及び構造 第10条第1項、第3項、施行令第8条	☐ 有 ☐ 無	
		排水設備の技術上の基準に関する特例 第25条の2、地方公共団体の条例	☐ 有 ☐ 無	
		都市下水路に接続する特定排水施設の構造 第30条第1項、施行令第22条	☐ 有 ☐ 無	
9	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等規制区域内の宅地造成に関する工事の許可 第12条第1項	☐ 有 ☐ 無	
		許可を受けた工事の計画の変更に対する許可(省令で定める軽微な変更は除く) 第16条第1項	☐ 有 ☐ 無	
		特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可 第30条第1項	☐ 有 ☐ 無	
		許可を受けた工事の計画の変更に対する許可(省令で定める軽微な変更は除く) 第35条第1項	☐ 有 ☐ 無	
10	流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区内の規制 第5条第1項	☐ 有 ☐ 無	
11	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供給設備又は消費設備の設置等工事の技術基準適合義務 第38条の2、施行規則第44条	☐ 有 ☐ 無	
12	都市計画法	開発行為の許可 第29条第1項、第2項	☐ 有 ☐ 無	
		開発許可の事項変更の許可 第35条の2第1項	☐ 有 ☐ 無	
		開発許可により建築物の建ぺい率等の定められた敷地の制限 第41条第2項(第35条の2第4項で準用)	☐ 有 ☐ 無	
		開発許可を受けた土地における建築等の制限 第42条(第53条第2項、附則第5項で準用)	☐ 有 ☐ 無	
		市街化調整区域における開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限 第43条第1項	☐ 有 ☐ 無	
		都市計画施設の区域内、市街地開発事業施行区域内の建築の許可 第53条第1項(都市再生特別措置法第36条の4で準用)	☐ 有 ☐ 無	
13	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等 第5条第1項～第3項(同条第5項で準用)	☐ 有 ☐ 無	
14	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	自転車等の駐車対策の総合的推進 第5条第4項、 地方公共団体の条例	☐ 有 ☐ 無	
15	浄化槽法	浄化槽によるし尿処理等 第3条の2第1項	☐ 有 ☐ 無	
16	特定都市河川浸水被害対策法	排水設備の技術上の基準に関する特例 第10条 条例	☐ 有 ☐ 無	
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特別特定建築物の建築等における基準適合義務等 第14条	☐ 有 ☐ 無	
18	都市緑地法	緑化率 第35条、一定の複数建築物に対する緑化率規制の特例 第36条、緑化率の最低限度 第39条1項	☐ 有 ☐ 無	
19	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物の容積率の特例 第60条	☐ 有 ☐ 無	
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	特定建築物の建築主の基準適合義務 第11条第1項	☐ 有 ☐ 無	

※確認者名

(※印のある行は記入しないで下さい。)

確認日

年 月 日

日本ERI株式会社